

中津川市子ども・子育て会議の役割について

<設置の根拠>

「子ども・子育て支援法第 72 条」及び「中津川市子ども・子育て会議条例」（平成 25 年 6 月 27 日）により、合議制の機関として設置しています。

<会議の役割>

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設等の利用定員を定める際に意見を述べます。
- ・中津川市子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べるとともに、継続的に計画の点検・評価を行います。
- ・中津川市における、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況等を調査審議します。

◇メンバー構成

- ・中津川市子ども・子育て会議は、中津川市の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえ、幼児教育、保育、子育て支援の関係者、子育て当事者などを含めた、子ども・子育てにかかわる幅広い分野から参画していただいております。

◇委員の定数及び任期

- ・定数は 20 人以内
- ・任期は 2 年間（委嘱の日～令和 9 年 5 月 31 日）
※任期内で交代された場合の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

◇会議

- ・会議は、年 3～5 回程度を予定しています。
- ・令和 6 年度に「第三期中津川市子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困対策についての計画」、「子ども・若者計画」等を一本化した「第一期中津川市こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定しました。令和 7 年度は計画の初年度にあたります。

○子ども・子育て支援法

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○中津川市子ども・子育て会議条例

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。